

令和3年(厚)第1371号

令和4年12月28日

主文

本件再審査請求を棄却する。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、国民年金法による障害基礎年金及び厚生年金保険法による障害厚生年金(以下、併せて「障害給付」という。)支給を求めることである。

第2 事案の概要

1 事案の概要

本件は 右肘関節脱臼骨折、右肘関節外側側副靱帯断裂(以下、併せて「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとして、障害給付の裁定を請求した請求人に対し、厚生労働大臣が後記2(2)記載の原処分をしたところ、請求人が、原処分を不服として、標記の社会保険審査官(以下「審査官」という。)に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

2 本件再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- (1) 請求人は、当該傷病により障害の状態にあるとして、令和〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、障害認定日による請求として、障害給付の裁定を請求した。
- (2) 厚生労働大臣は、令和〇年〇月〇日付けで、請求人に対し、「請求のあった傷病(右肘関節脱臼骨折 右肘関節外側側副靱帯断裂)について、初診日が下記(令和〇年〇月〇日)であり、下記(令和〇年〇月〇日)現在において治って(症状が固定して)おりません。したがって、障害の程度を定める日(障害認定日)が到来しておりません。」との理由により、障害給付を支給しない

旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

- (3) 請求人は、原処分を不服とし、審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨 (略)

理由

第1 問題点

- 1 国民年金法第30条第1項及び厚生年金保険法第47条第1項には、「障害認定日」とは、疾病にかかり、又は負傷し、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病(以下「傷病」という。)につき初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。)から起算して1年6月を経過した日(その期間内にその傷病が治った日(その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日を含む。)があるときは、その日とする。)をいう旨規定されている。
- 2 本件の場合、請求人の当該傷病に係る初診日が令和〇年〇月〇日であることについては、当事者間に争いがないものと認められるところ、厚生労働大臣が、前記「事実」欄第2の2(2)記載の理由により原処分を行ったのに対し、請求人はそれを不服とし、令和〇年〇月〇日に右肘関節に人工骨頭を装着しているので、同日が障害認定日となると主張しているのであるから、本件の問題点は、同日を障害認定日と認めることができるかどうかということである。

第2 審査資料

(略)

第3 事実の認定及び判断

- 1 「略」
- 2 上記認定の事実に基づき、本件の問題点を検討し、判断する。
 - (1) 国民年金法及び厚生年金保険法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされて、引き続き

効力を有するものとされている「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」（以下「認定基準」という。）が定められているが、障害の認定及び給付の公平を期するための尺度として、当審査会もこの認定基準に依拠するのが相当であると考えものである。

(2) 認定基準の「第1 一般的事項」の「4 障害認定日」によれば、「障害認定日」とは、障害の程度の認定を行うべき日をいい、請求する傷病の初診日から起算して1年6月を経過した日又は1年6月以内にその傷病が治った場合においては、その治った日（その症状が固定し、治療の効果が期待できない状態に至った日を含む。）をいふとされ、「5 傷病が治った場合」によれば、「傷病が治った場合」とは、器質的欠損若しくは変形又は機能障害を残している場合は、医学的に傷病が治ったとき、又は、その症状が安定し、長期にわたってその疾病の固定性が認められ、医療効果が期待し得ない状態に至った場合をいふとされている。また、請求人の当該傷病による障害は、右上肢の障害と認められるところ、認定基準の第3第1章「第7節／肢体の障害」の「第1 上肢の障害」によれば、一上肢の3大関節中1関節以上に人工骨頭又は人工関節をそう入置換したものや両上肢の3大関節中1関節以上にそれぞれ人工骨頭又は人工関節をそう入置換したものは3級と認定するとされ、障害の程度を認定する時期は、人工骨頭又は人工関節をそう入置換した日（初診日から起算して1年6月を超える場合を除く。）とするとしてい

る。

(3) 前記1で認定した事実によれば、請求人は、令和○年○月○日に転倒により当該傷病を受傷し、同月○日に右肘関節に人工骨頭をそう入置換したとされているが、審査官の照会に対するA医師作成の令和○年○月○日付け回答書によれば、橈骨頭に人工橈骨頭置換

術を施行したとされている。

請求人は、右肘関節に人工骨頭を装着したのであるから、本件における障害認定日は、人工骨頭を装着した令和○年○月○日である旨主張する。しかし、肘関節は、腕部を構成する上腕骨と前腕を構成する橈骨と尺骨の3つの骨の骨頭が組み合わさってできている関節であり、肘の屈伸の主体は上腕尺骨関節であるから、前記認定基準にいう「人工骨頭をそう入置換したもの」とは、肘関節のうちの上腕尺骨関節にかかる骨頭を人工体に置換したものをいうとする保険者の解釈には相応の合理性があるというべきである。本件の場合、肘関節のうちの上腕橈骨関節にかかる橈骨頭のみを人工骨頭に置換したものであるから、認定基準にいう「人工骨頭をそう入置換したもの」には当たらず、同日を障害認定日と認めることはできない。また、本件診断書において、症状が治った（症状が固定して治療の効果が期待できない日を含む。）かどうかについて、治った日は「令和○年○月○日 確認」とされており、請求人作成の病歴・就労状況等申立書によれば、令和○年○月○日からの状況として、「・・・月から社会復帰をしリハビリと通院を週に1回又自宅でもリハビリをしておりました。・・・」とされているのであるから、本件診断書の現症日である令和○年○月○日現在において、当該傷病が治った（症状が固定した）状態であると認めることもできない。

(4) 以上によれば、障害給付を支給しないとした原処分は妥当であり、これを取り消すことはできない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。